

令和4年1月11日

郡市区等医師会 御中

大阪府医師会
(公印省略)

新型コロナウイルス感染症の感染急拡大が確認された場合の対応について

平素は、本会事業の推進に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

厚生労働省の標記事務連絡（本年1月5日付）につきまして、日本医師会より通知がありました。内容は下記の通りであり、詳細は日本医師会通知をご参照ください。

貴会におかれましてはご了知の上、会員医療機関へのご周知をお願い申し上げます。

記

○日本医師会通知より引用

本事務連絡は、B.1.1.529 系統（オミクロン株）の感染が確認された患者等については、今後、自宅療養や宿泊療養を行う体制（以下「自宅等の療養体制」という。）が整った自治体において、感染急拡大が生じた場合には、下記のとおり対応（以下「本件対応」という。）を可能とするものです。

この自宅等の療養体制として、各自治体においては、診断の翌日までに、経口薬投与、健康観察やオンライン診療・訪問診療の実施、パルスオキシメーター配布を可能とする体制の確保等が整っていることを確認することとされています。

そして、自宅等の療養体制が整っている自治体は、各自治体の総合的な判断のもと、感染の急拡大が確認された場合には、本件対応として、オミクロン株の患者等について、①デルタ株等と同様、症状に応じて、宿泊療養・自宅療養とすることとして差し支えないこと、②オミクロン株の患者等の濃厚接触者について、デルタ株等と同様、自宅等に滞在することとして差し支えないこととされています。

「総合的な判断」の考慮要素としては、「オミクロン株患者を全員入院し続けた場合、3週間後の病床使用率が50%を超えることが想定されること」、「濃厚接触者を全員宿泊施設待機とした場合、3週間後の宿泊療養施設の使用率が50%を超えることが想定されること」、「その他、医療現場や保健所業務のひっ迫状況等が想定されること」が挙げられています。

なお、本件対応を行おうとする自治体においては、あらかじめ、厚生労働省へ報告することとされています。

【参考・日本医師会通知ホームページ（通知文掲載先）】

https://www.med.or.jp/doctor/kansen/novel_corona/009135.html

【担当】

大阪府医師会
地域医療1課（TEL:06-6763-7012）